For Earth, For Life
Kubota

税制措置を利用して
クボタ建設機械をお求めください!

継続 即時償却
継続 税額控除
継続 固定資産税軽減

税制措置を利用した
クボタ建設機械導入の手引き
2027年3月31日まで

01 中小企業経営強化税制

控除内容

即時償却 どちらか ⟷ **税額控除**

購入初年度に取得価額の
100% 償却

資本金3,000万円超～1億円以下
取得価額の**7%**

資本金3,000万円以下
取得価額の**10%**

控除の試算

【例】クボタミニバックホーを 300 万円で購入すると

- 物件価格：3,000,000 円
- 法定耐用年数６年、定率償却実施（200%定率）、初年度 33.3%
- 償却前利益：5,000,000 円

※償却前利益＝経常利益と仮定

※法人税率をはじめとした控除内容については、お客様の経営状況や事業規模、ご購入いただく製品によって異なります。詳細については、お近くの税務署、顧問税理士や会計事務所にお問い合わせください。

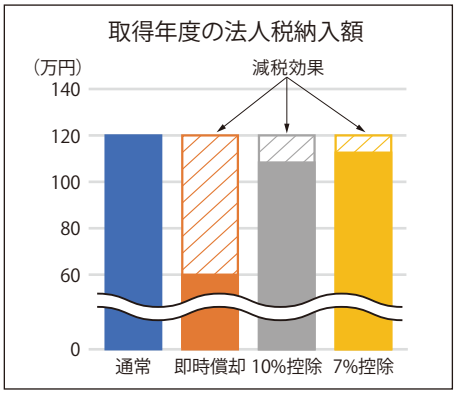

対象事業者

青色申告している中小企業者等

- 資本金の額または出資金の額が１億円以下の法人
- 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

クボタの対応機種

生産性が旧モデル比年平均１%以上向上する機械で、購入価格が 160 万円以上の機械です。
クボタの機械では下記の機種が対象となります。

対象機の期限	機種
2026年12月31日まで	U-008-5S※1、U008-5S2※1、U-10-5S※2、U10-5S2※2、U-17-3α※3、U17-5、U-20-3α※4、U20-3S2※4、U-25-3α※5、U25-3S2※5、A333、U-30-6α、U-35-6α、U-40-6E、U-55-6E、KX-57-6E、RX306S2、RX406S2、RX506S、R430M、R430E、R530E、R630E、RG-15Y-6、RG-25Y-6、RG30C-5-D4
2027年3月31日まで	U-008-5S※1、U008-5S2※1、U-10-5S※2、U10-5S2※2、U-17-3α※3、U17-5、U-20-3α※4、U20-3S2※4、U-25-3α※5、U25-3S2※5、A333、U-30-6α、U-35-6α、RX306S2、RX406S2、RX506S2、R430M、RG-15Y-6、RG-25Y-6、RG30C-5-D4

※1 350mm幅バケットのみ　※2 380mm幅バケットのみ　※3 標準バケット・広幅バケットのみ　※4 標準バケット、もしくはクレーン仕様のみ
※5 標準バケット、広幅バケット、もしくはクレーン仕様のみ

税制措置を受ける申請フロー

「経営力向上計画」の申請には、以下の書類と手続きが必要となります。
お客様の事業年度末までに認定を受けてから、機械等の取得が「原則」です。
〈注意〉機械等の取得（納品）前に証明書の発行をご依頼ください。

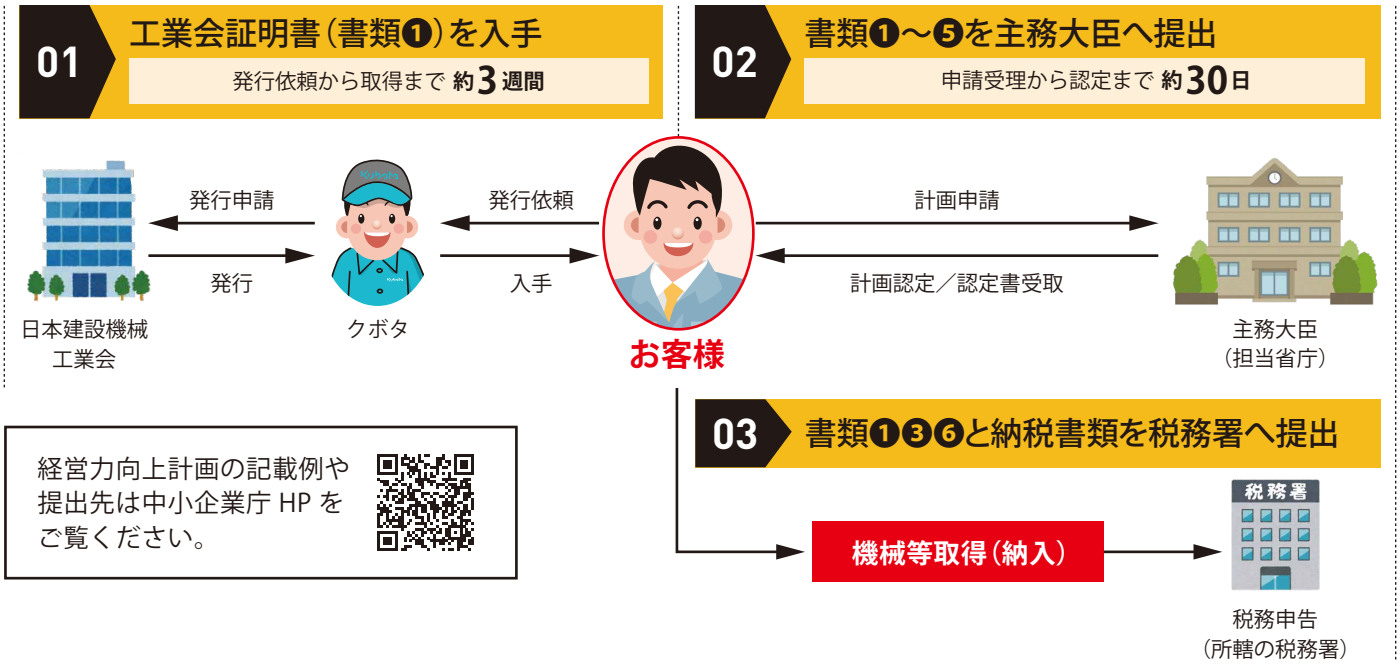

経営力向上計画の記載例や提出先は中小企業庁 HP をご覧ください。

申請に必要な書類一覧

◎ 工業会証明書と経営力向上計画認定書の原本はお客様で保管してください。

- ❶工業会証明書（写し）
- ❷経営力向上計画認定申請書（原本）※1
- ❸経営力向上計画認定申請書（写し）
- ❹経営力向上計画申請書提出用チェックシート※1
- ❺返信用封筒（切手貼付済のもの）※2
- ❻経営力向上計画認定書（写し）

※1「経営力向上計画認定申請書」「経営力向上計画申請書提出用チェックシート」は中小企業庁HPから取得可能です。
※2 詳細は中小企業庁HPをご確認ください。

「例外」として機械等の取得後に申請をする場合は、下記の流れとなります。

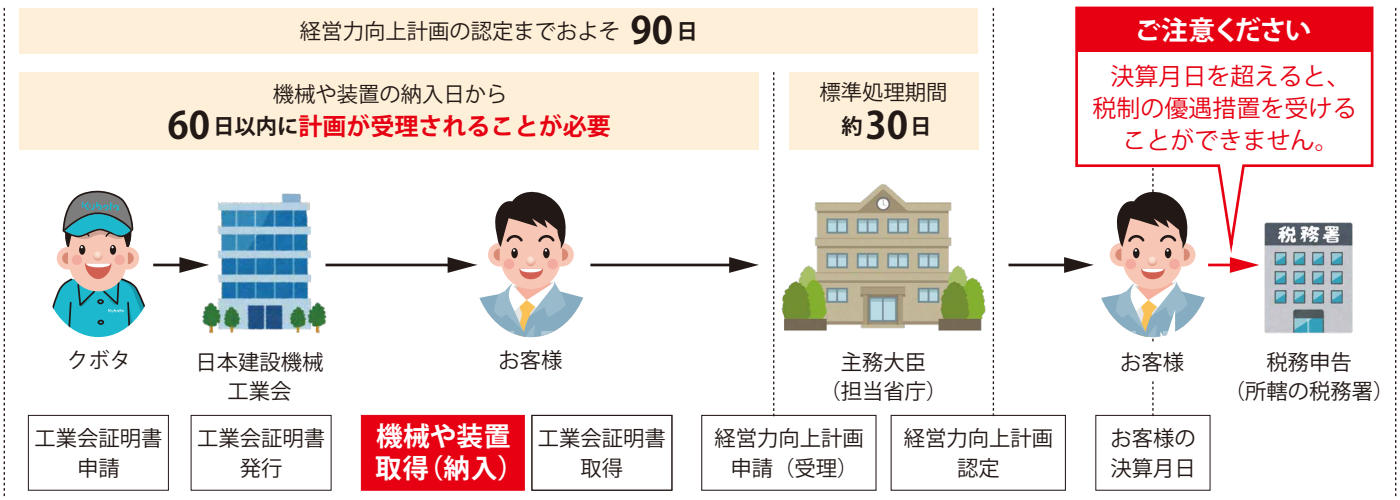

「経営力向上計画」の認定には非常に時間がかかります。
早めの申請をお願いいたします。

02 中小企業投資促進税制

控除内容

特別償却 どちらか ⟷ **税額控除**

購入初年度に取得価額の
30% 償却

資本金3,000万円超～1億円以下
適用なし

資本金3,000万円以下
取得価額の**7%**

対象事業者

青色申告している中小企業者等
（資本金１億円以下の法人、または常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主・法人）

クボタの対応機種

機種は問わず、購入価格が160万円以上の機械です。
機種に関しては、お気軽にクボタ販売店にお問い合わせください。

03 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減措置

特例措置

- 先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり
  →3年間、課税標準を１/２に軽減
- 先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり
  →5年間、課税標準を１/4に軽減

※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。

特例措置の対象企業

市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、
かつ、資本金１億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業

クボタの対応機種

購入価格が 160 万円以上の機械です。

固定資産税について課税判断をするのは、各市町村です。
道路運送車両法で小型特殊自動車の定義に区分されるものは公道走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となり、
固定資産税の納付はありません。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

Q&A 各税制共通

対象税制
01：中小企業経営強化税制
02：中小企業投資促進税制
03：固定資産税の軽減措置

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品は対象となりません。

Q 設備取得の際に国または地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象になりますか？

A はい、原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

Q 取得価額の判定は、消費税抜きですか、それとも税込みですか？

A 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

Q 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか？

A 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

Q 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象になりますか？

A ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q 親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能ですか？

A 子会社で新規に取得等をした設備となるため当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

Q 中小企業経営強化法の認定にはどれぐらいの時間がかかりますか？

A 一ケ月以内をめどとしておりますが、余裕を持ってご申請ください。

Q 設備を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業経営強化税制を利用することはできませんか？

A 経営力向上設備等は、計画認定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です）。なお、設備の取得時期は、平成29年4月1日以降かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。
上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

■申請先一覧

申請書の宛名	担当窓口	住所	お問合せ（電話）
北海道開発局長	北海道開発局事業振興部建設産業課 （北海道）	〒060-8511　札幌市北区北8条西2丁目 （札幌第1合同庁舎8階）	011-709-2311
東北地方整備局長	東北地方整備局建政部建設産業課 （青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	〒980-8602　仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171
関東地方整備局長	関東地方整備局建政部建設産業第一課 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野）	〒330-9724　埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-601-3151
北陸地方整備局長	北陸地方整備局建政部計画･建設産業課 （新潟、富山、石川）	〒950-8801　新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館	025-280-8880
中部地方整備局長	中部地方整備局建政部建設産業課 （岐阜、静岡、愛知、三重）	〒460-8514　名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-953-8572
近畿地方整備局長	近畿地方整備局建政部建設産業第一課 （福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	〒540-8586　大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-1141
中国地方整備局長	中国地方整備局建政部計画･建設産業課 （鳥取、島根、岡山、広島、山口）	〒730-0013　広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231
四国地方整備局長	四国地方整備局建政部計画・建設産業課 （徳島、香川、愛媛、高知）	〒760-8554　高松市サンポート3-33	087-851-8061
九州地方整備局長	九州地方整備局建政部建設産業課 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-471-6331
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 （沖縄）	〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031

■中小企業庁の経営サポートについて

経営強化法による支援
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

先端設備等導入制度による支援
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

■その他の税制について（経済産業税制総合 Web ページ）

税制総合Webページ
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html

製品の詳しいご相談は下記までご連絡ください。

株式会社クボタ建機ジャパン

ご不明な点がございましたら、ホームページをご確認ください。
https://kubotakenki.co.jp/

●本カタログに記載されている仕様は予告なく変更させていただくことがあります。